

○駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領

平成8年3月29日
訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設工事等」という。)の入札参加資格者に係る指名停止を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 駒ヶ根市指名業者選定委員会規程(平成18年訓令第6号)に規定する駒ヶ根市指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)は、駒ヶ根市入札参加資格者名簿に登録された者(共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。)又はその使用人が、別表第1から別表第3までの各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について指名停止を行うものとする。

2 委員会は、前項の規定により指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る入札参加者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 委員会は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 委員会は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 委員会は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 入札参加資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。(次号に該当する場合を除く。)

(2) 別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 委員会は、入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2

項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 委員会は、入札参加者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 委員会は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前4項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 委員会は、指名停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加資格者について指名停止を解除するものとする。

(報告)

第5条 建設工事等の施行担当部長(以下「関係部長」という。)は、その所管する建設工事等について、入札参加資格者が、別表各号に定める措置要件のいずれかに該当すると認められるときは遅滞なく委員会に報告しなければならない。

(指名停止の決定)

第6条 委員会は、前条の報告に基づいて指名停止の決定を行うものとする。

(指名停止の通知)

第7条 委員会は、前条の規定により指名停止を決定したときは、市長及び関係部長に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の決定の通知を受けたときは、その旨を指名停止を受けた者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請等の禁止)

第9条 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が建設工事等の全部、若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は建設工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年訓令第5号)

この訓令は、平成9年6月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令第6号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

別表第1 市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件		期間
粗雑工事	(1) 市が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	1月以上6月以内
	(2) 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	1月以上3月以内
契約違反	(3)第1号に掲げる場合のほか、市が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2週間以上4月以内
安全管理措置不適切	(4) 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1月以上6月以内
	(5) 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上3月以内
	(6) 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上4月以内
	(7) 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上2月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
贈賄	(1) 入札参加資格者又はその使用人が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。
	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
	(2) 次に掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。
イ 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	4月以上12月以内
ロ 入札参加資格者又は支配人及び支店若しくは営業所(常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	3月以上9月以内
ハ 入札参加資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「一般使用人」という。)	3月以上6月以内
(3) 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員及び近隣都県の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から
イ 代表役員等	3月以上9月以内
ロ 一般役員等	2月以上6月以内
ハ 一般使用人	2月以上4月以内
(4) 次に掲げる者が、県外(近隣都県を除く。)の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から
イ 代表役員等	2月以上6月以内
ロ 一般役員等	1月以上3月以内
ハ 一般使用人	1月以上2月以内
独占禁止法違反	(5) 次に掲げる場所において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」

	という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)	
	イ 県内	2月以上9月以内
	ロ 近隣都県	2月以上9月以内
	ハ 県外(近隣都県を除く。)	1月以上6月以内
	(6) 次に掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当と認められるとき。	
	イ 市	3月以上9月以内
	ロ 市外で県内の公共機関	2月以上9月以内
談合	(7) 入札参加資格者又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴の提起を知った日から 2月以上12月以内
	(8) 次に掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、入札参加資格者又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から
	イ 市	3月以上12月以内
	ロ 市外で県内の公共機関	2月以上12月以内
虚偽記載	(9) 市が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上6月以内
不正又は不誠実	(10) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上9月以内
	(11) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され、又は禁固以	

	上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
--	---	--

別表第3 暴力団との関係に基づく措置基準

措置要件		期間
暴力団関係	(1) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であると認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、改善されたと認められるまで
	(2) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	3月以上9月以内
	(3) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格業者の経営に事実上参加している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	2月以上6月以内